

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年8月4日

岩手県知事 達増 拓也

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和7年度北米トップセールスに係る現地手配業務委託

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約日から令和8年3月6日まで

(4) 入札方法

(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額を入札書に記載すること。また、課税及び不課税対象額の内訳を記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。

(3) 旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定に基づく第一種旅行業務登録業者であること。

(4) 入札日現在で、岩手県内に本社、支店又は営業所を有していること。また、北米地域現地（アメリカ及びカナダ）との密な連絡体制が整っていること。

(5) 過去に、本業務と同様の業務について、国又は地方公共団体から受託して実施した実績があること。

(6) 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

- 成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づき、入札参加制限を受けていない者であること。
- (10) (9)までの期間に、県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)若しくは建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)若しくは物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)に基づく指名停止又は庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号(岩手県庁2階)

岩手県商工労働観光部産業経済交流課海外マーケット担当

電話番号 019-629-5534(直通)

問合せ対応時間 8:30~17:15(12:00~13:00を除く)

なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。また、ホームページからファイルをダウンロードすることも可能であること。